

細 則

第1条 入会金・登録手数料

1. 会則第8条における1名あたりの入会金及び登録手数料は、次の通りとする。なお、会員が本スクールの2種別目以降の会員種別に登録する場合は、入会金は免除されるものとする。ただし、1種目ごとに登録手続きと登録手数料は必要とする。

入会金	10,000円(税抜)
登録手数料	3,000円(税抜)

2. 会員は、前項の入会金・登録手数料を入会申込時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた入会金・登録手数料は返還されないものとする。

第2条 会員種別と対象

本スクールの会員種別の対象年齢は、次の通りとする。

会員種別	対象
ベビースイミング	6ヶ月～3歳児未満
ジュニアスイミング	3歳児～中学生
体育	3歳児～小学生
ヒップホップ	小学生～中学生
ジャズヒップホップ	年中～中学生
サッカー	小4～中学生

*ベビースイミングの保護者は、会員と同居する親族で、入会資格に適合する方とする。

第3条 月会費

1. 本スクールの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税抜)
ベビースイミング	7,000円
ジュニアスイミング	8,500円
体育	7,500円
ヒップホップ	7,000円
ジャズヒップホップ	7,000円
サッカー	7,500円

2. 会員は会費の月払いを選択する場合、入会時に2ヶ月分の会費を現金で支払うものとする。
3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。
4. 月払いによって一旦支払われた会費は、返還されないものとする。

第4条 休会費

会則第13条第1項における本スクールの休会費は、月額2,000円(税抜)とする。

第5条 会員証の再発行

会則第17条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,000円(税抜)とする。

第6条 受講日時

会員は、会員の選択した会員種別の受講曜日、及び時間帯に限り、本スクールのレッスンを受講することができる。

第7条 指導

本スクールは、各種別別に作成された本スクールのレッスン要項に従い、会員の指導にあたるものとする。会員は、本スクールのアニメーターの個別的・具体的指導方法に従い受講するものとする。

第8条 受講場所

本スクールの会員種別の受講場所は、次の通りとする。

会員種別	受講場所
ベビースイミング	体操室・プール

ジュニアスイミング	体操室・プール
体育	アリーナ
ヒップホップ	スタジオ
ジャズヒップホップ	スタジオ
サッカー	アリーナ

第9条 入会手続きに必要な書類

本スクールに入会する者は、入会申込時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③預金口座振替依頼書または自動払込利用申込書
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの保護者本人確認書類
- ⑥その他本スクールが定める必要書類など

第10条 改正

本細則の改正は、本スクールが必要に応じて行うものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとする。また、その内容は、スクールの所定の場所に1ヶ月間掲示するものとする。

第11条 本細則の発効

本細則は平成29年6月11日より発効する。